

撮影手続き

次ページ以降の「駒沢オリンピック公園での撮影申請について」をご一読いただき、下記フローに従い撮影申請してください。

撮影申請

① 駒沢オリンピック公園のホームページに掲載の「企画書様式」に撮影内容等の必要事項を記入

- 撮影内容には「歩いている／走っているシーンの撮影」等、モデルの方の具体的な所作の記入をお願いします。
- 撮影可能時間は、午前9時～午後5時までです。
- 不明点は公園管理所までお問合せください。

電話番号：03-3421-6431（受付時間：午前9時～午後4時）

- 企画書掲載場所：<https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/about040.html>



② 「企画書」の送付と「確認の電話」

- **撮影日の3日前（中2日）までに**企画書をメールし、1時間以内に公園管理所へ電話ください。（受付時間：午前9時～午後4時）
- 企画書は **PDF のファイル形式**で送付をお願いします。
- メール の 件名 と 企画書 の ファイル名 は **「撮影日●月●日【会社名または個人名】」**としてください。

- メールアドレス：[komazawa.shinsei.sm@tokyo-park.or.jp](mailto:kamazawa.shinsei.sm@tokyo-park.or.jp)

電話番号：03-3421-6431

- 電話にて企画書の内容を確認させていただき、承認／不承認をお伝えします。**電話が無い場合は、キャンセル扱いとさせていただきます。**

※公園管理所は、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、土・日・祝日も受付しています。

※メールによる企画書の送付ができない場合は、電話にてご相談ください。

撮影当日

③ 公園管理所にて「公園占用許可申請書」を記入

- 撮影申請した時間の10分前に公園管理所に来て、東京都に提出する「公園占用許可申請書」を記入してください。



④ 許可旗を受取り、撮影準備開始

- 撮影許可の証明となる許可旗を受取り後、撮影準備を開始してください。
- 許可旗は、撮影中、常に他の人から見えるようにしてください。



⑤ 撮影終了後、許可旗を返却し、占用料を支払い

- 撮影終了後、撤収作業まですべて終了してから公園管理所に許可旗を返却してください。
- 占用時間は、許可旗をお渡した時間から許可旗を返却した時間まで（1時間単位）となります。占用時間の占用料をお支払ってください。
- 領収書と公園占用許可書をお渡しします。

注意事項

- 申請した撮影開始時間より遅れる、都合により撮影がキャンセルとなる等の場合は、必ず公園管理所に電話ください。

駒沢オリンピック公園での撮影申請について

令和4年7月改訂

1. 占用料

都立公園での撮影には、許可申請と占用料が必要です。1時間当たりの占用面積に基づいた精算となります。撮影後、占用料を納付いただき、領収証書を発行します。

※お支払いは現金のみで16:00までをお願いします

<占用面積 表1>

【写真撮影】	企画書へ記入する面積	目安人数	料金/時
30㎡以下の使用の場合	30㎡	1~5名	100円
30㎡を超えて100㎡以下の使用の場合	100㎡	6~10名	400円
100㎡を超えて使用	150㎡	11~15名	800円
【動画撮影：映画・テレビ及びビデオ撮影】	企画書へ記入する面積	目安人数	料金/時
1500㎡以下の使用の場合	1500㎡	1~15名	6,400円

2. 撮影できる時間

9:00~17:00まで(最終受付16:00まで)

※「時間」：許可旗のお渡しからご返却まで(準備・後片付けを含みます。)

3. 撮影ができない場所 別紙「撮影できない場所」をごらんください。

4. ストリートスポーツ広場での撮影

※火、木曜日 ・10:00~13:00の間で2時間まで ・広場内に入れる人数は5人まで
ただし、火、木曜日が祝日にあたる場合は撮影を承っておりません。

5. 禁止事項

公園は毎日の生活の中で心と体の安らぎの場です。

撮影の際には来園者の迷惑にならないよう禁止事項を定めております。何卒ご協力をお願いいたします。

来園者	・一般来園者が写り込む撮影 ・来園者に対するインタビュー ・一般来園者を排除しての撮影(場所を空けさせて撮影する行為、長時間のベンチの占有等)
機材・道具	・車両(乗り入れ) ・レール、クレーン等大規模な機材 ・発電機(バッテリー式は可) ・音響機材 ・ひとりで持ち運びできない大きさや重さの小道具
火気	・燃料、カセットボンベ・炊事・花火・焚き火・ストーブ、ヒーター、コンロ等の持込み
植物	・植物の採取 ・木登り ・樹木への装飾行為
暴力	・鉄砲刀剣類(模型を含む)の使用、暴力シーン及びこれに類するもの
風俗	・公序良俗に反するもの(裸体・からみのシーン、場所柄をわきまえないシーン等)
音量	・来園者及び近隣住民の迷惑となるような音量(大きな音を流す撮影は出来ません)
その他	・管理上支障となる事 ・公園内で禁止されている行為 ・公園内、施設などに手を加える行為 (テント・ターフ・横断幕、垂れ幕、布等を張る行為不可・ラジコン、ドローン使用不可)

※その他記載されていないものに関しては、公園管理所にお問い合わせください。

その他の注意事項

- ・管理所からの貸出・提供は一切ありません。(電源・ガス・水道・更衣室等)
- ・路上駐車は近隣の方へのご迷惑となります。駐車場をご利用ください。
- ・申請内容と異なる撮影をしていた場合や公園管理に支障がある場合は撮影を中止して頂くことがあります。
- ・撮影のキャンセル・撮影時刻変更の際は、決まり次第すみやかに公園管理所までご連絡ください。

撮影できない場所

- ①各体育施設(らせん状スロープ、入口、庇等)
- ②サイクリングコース、ジョギングコース(歩行者路を含む)、チリリン広場、チリリンコース
- ③児童公園(りす・ぶた・うま)
- ④ジャブジャブ池(夏期)
- ⑤駐車場、トイレ
- ⑥ドッグラン
- ⑦バスケットゴール付近
- ⑧管制塔前の池(被写体としては撮影可)、管制塔北側(高台部分)
- ⑨一般利用の妨げとなる場所・その他、撮影場所としてふさわしくないと当所が判断した場所

※体育館施設内・陸上競技場らせん状スロープ等での撮影は、
駒沢オリンピック公園総合運動場サービス担当(03-3421-6199)までお問い合わせください

